# 『時事新報』と濃尾地震、三陸大津波

編・都倉武之(慶應義塾福澤研究センター専任講師と くら たけ ゆき



## 濃尾地震をめぐる時事新報の活動

最大の地震であった。七二三二名、全壊家屋十四万戸と伝えられる、明治年間で七二三二名、全壊家屋十四万戸と伝えられる、明治年間でを中心に発生した大地震。マグニチュード八・○、死者濃尾地震は、明治二十四年十月二十八日に、岐阜・愛知

ら、政府の迅速な対応を強力に後押しする姿勢が読み取れら、政府の迅速な対応を強力に後押しする姿勢が読み取れら発言するものが少なくなかったが、『時事新報』は不偏ら発言するものが少なくなかったが、『時事新報』は不偏ち発言するものが少なくなかったが、『時事新報』は不偏ち発言するものが少なくなかったが、『時事新報』は不偏ちに対しても諸政不ら、当時の意見でも民の意見でも採るべきは採り、着実に政策を進めていくも民の意見でも採るべきは採り、着実に政策を進めていくら、政府の直見でも採るべきは採り、着実に政策を進めていくら、政府の通速な対応を強力に後押しする姿勢が読み取れら、政府の迅速な対応を強力に後押しする姿勢が読み取れる場合によりである。

が高かったことがうかがわれる。 る。また、現代でいうところの「心のケア」などにも関心

ってその発想の普及を心がけ、いらだちながらも根気よく援、復旧を支える発想が根付いておらず、福澤が社説を使当時の日本には、この国家的災害に対して全国規模で救

地震の五カ月前には大津事件が起こっており、地震のお建設的な批判は、今日読んでも興味深く映ることだろう。初動の遅れ、民間の無策、国会の空転に対する、痛烈かつ現状と向き合っていた様子がよくわかる。とりわけ政府の

に立たされていた危機感も背後に、地震関連の社説は執筆りの東洋初の近代的議会制度を維持しうるかという瀬戸際らのは翌年二月十五日のことである。日本が開設したばか政府がいわゆる「選挙大干渉」を行った総選挙が実施される。し、十二月二十五日には史上初めて衆議院が解散される。し、十二月二十五日には史上初めて衆議院が解散される。よそ一カ月後の十一月二十一日に開会した第二回帝国議会

の全文を掲げ 受くるは罹災者の権利なり」 でも代表的な社説 た震災関連の わせて掲載する 救済を求めた岐阜の治水事業家、 下では、 地震 『時事新報』 たい。 の第一 「震災の救助 また、 報よりおよそ三カ月間に掲 全社説の要旨を列挙し、その 被災者の (明治二十四年十一月八日付 は政府の義務にしてこれ 代表として福 金森吉次郎の回想を 澤を訪 掲載され を 中

の印がない

の券に二人前は与えられないと餓死者を出すようなお役

からと薬を出せずに行き倒れる者を出し

たり、

されたのである。

## ●濃尾地震をめぐる『時事新報』全社説要旨

#### **地震**(明治二十四年十月三十日付社説)

遣 を待つほかない。 だろうか。 災地以外の地方予算を被災地に供することを検討できな 集などが行 を責めるはずであるから、 に支出すべきだ。 の至情また義務である。 おととい発生した大災害の被災者を救うの 国会はこれを批難するどころか、 官民共に憾みを残さないように祈 被災者の眠食を手当てすることなどに、 しかし法的根拠がないというなら、 われると信じるが、それだけでは足らな 政府は被災地の状況を把 国会の承認を後に得なければならな その策として新 政府は躊躇なく 救助 る 聞 が遅れ 握 救 各 は 助 日 国 社 L 政 庫金を早急 0 本 13 医師の ħ 府 義 国 力を尽く ばそれ 中同 の 捐 処置 金 派 被 慕 () 胞

### 震災の救助法(同十月三十一日付社説)

これ たっては、 を要する現 が必要だ。 昨 覚悟であるの が至当だ。議会は最近政府の処置には何でも反対するが 日論じたように、 についても反対するならば、 迅速が何 臨 在の状況下では、 で、 時国会召集が必要との意見もあり得るが、 政府は安心して欲しい。 より重要である。 被 災災地 救 事後承認を得る事 援には是非とも国庫 本紙は 役 人は 徹底的に反撃する 救 助の 常常 iz 案と考える 実施に 金 担当者 の 支